

第20回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室
3. 出席委員(17人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長職務代理者 | 2番 | 西原芳幸 |
| 副会長 | 3番 | 平野利延 |
| 委員 | 4番 | 中原誠也 |
| | 5番 | 中園秀輝 |
| | 6番 | 丸山文子 |
| | 7番 | 藤嶋政秀 |
| | 8番 | 成吉隆義 |
| | 9番 | 三苫幹治 |
| | 10番 | 増田耕一郎 |
| | 12番 | 宗孝幸 |
| | 13番 | 三坂勝弥 |
| | 14番 | 松尾幸子 |
| | 15番 | 奥功 |
| | 16番 | 東司時隆 |
| | 17番 | 田中正一 |
| | 18番 | 原田正成 |

4. 欠席委員(2人)

| | | |
|----|-----|------|
| 会長 | 1番 | 内野敏一 |
| 委員 | 11番 | 磯部絹代 |
| | 19番 | 井上孝治 |

5. 議事日程

議事

- 議案第162号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第163号 非農地証明願について
- 議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第167号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第168号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第169号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて（報告）
- 2) 農地対策委員会A班報告について
- 3) 農政対策委員会報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（9月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 秋 | 山 | 順 | 二 |
| 農 | 地 | 係 | 長 | 前 | 村 | 永 | 久 |
| 主 | | | 事 | 芝 | 崎 | 僚 | |

事務局

職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

稲刈りの忙しい中の御出席、どうもありがとうございます。

朝晩と昼間の温度に大分差がありまして、風邪など引かないように、体調には十分注意してもらいたいと思います。それから、またコロナとかインフルエンザあたりも十分注意をして頑張ってもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第20回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、内野会長、磯部委員の欠席と、あと井上委員が都合により遅れるということです。もしかしたら欠席になる場合もあるということです。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在16名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

議長挨拶等に入りますが、本日は内野会長が欠席されてありますので、西原職務代理者に議長をお願いいたします。

冒頭で挨拶をいただいておりますので、議長挨拶は省略させていただきます。早速議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を指名いたします。中原誠也委員と奥功委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第162号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」が出ておりますので、あっせん委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

場所につきましては、議案書の3ページに載せている場所になります。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら、場所につきましては議案書の5ページに記載しております。御確認いただきたいと思ひます。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら、議案書のほうの7ページに地図を記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

最後になります、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらも議案書の9ページに地図を載せておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上、4件の申出が出ております。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、あつせん委員の指名をいたしたいと思ひます。

【地区別にあつせん委員を指名】

それでは、あつせん委員の皆様より、今から候補者選定をお願いしたいと思ひます。ほかの委員の方は暫時休憩。

(休 憩)

議 長

それでは、1番から候補者発表をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、3番につきまして。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

続いて4番の候補者をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議長

それでは、あっせん委員が欠席してあることもありますが、連絡を取りながら進めていってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第163号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、非農地証明願につきまして、説明をお願いしたいと思います。まず番号1番。

推進委員

議案第163号「非農地証明願について」。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果は、15ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の1ページと2ページもお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると言える状況でした。

この申請については、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議長

それでは、2番。

推進委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は20年以上にわたり、日常生活上必要不可欠な通路として使用されていることを確認しました。

この申請については非農地であるという意見でまとまりました。

続きまして3番もいいですか。

議長 はい、お願いします。

推進委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

現地は雑草が生えている程度で、農地の復元が困難であるとは認められませんでした。

この申請については非農地とは認められないという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長 続きまして、4番。

推進委員 議案書の12ページとなります。

9月30日に現地調査を行いました。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の19ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地としての復元が困難と言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長 続きまして、5番。

推進委員 議案書の12ページとなります。

9月30日に現地調査を行いました。

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の21ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は一部農地も見られるものの、大部分が雑草であり、現状では農地への復元が困難であるとは認められませんでした。

この申請については、非農地とは認められないという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長

続きまして、6番。

推進委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の23ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると言える状況でした。

この申請については、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長

続きまして、7番の推進委員さんが欠席ですので、事務局、説明をお願いします。

事務局

推進委員のほうより内容を確認させていただいております。
受付番号の7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら、議案書の25ページに地図を記載しております。

現地調査資料の13ページ、14ページをお願いしたいんですけども、現地のほうはこの写真のとおり、フェンスの内側に当該農地がございました。現地のほうは建物の敷地として20年以上経過しておると認められてあることから、この申請につきましては非農地であるという意見を取りまとめているということで報告させていただきます。以上です。

議長

続きまして8番お願いします。

推進委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の27ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。

現地は住宅が建っており、建物の敷地として20年以上経過していると認められました。

この申請地には、非農地としてあるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長

続きまして、9番の1と2をお願いいたします。

推進委員

非農地証明願。議案書の13、14ページになります。

9月30日に現地調査を行いました。

受付番号9番の1。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の29ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の17ページと18ページをお願いします。

現地は住宅が建っており、建物の敷地として20年以上経過していると認められました。

この申請について、非農地であるという意見でまとめられました。

次、受付番号9-2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の29ページの地図をお願いします。現地調査説明資料19ページと20ページをお願いします。

現地は、周囲の状況を見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると判断されました。

この申請について、非農地である意見がまとめられました。以上、報告いたします。

議長

続きまして、番号10番をお願いします。

推進委員

議案書の14ページとなります。

9月30日に現地調査を行いました。

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の31ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元は困難であると認められました。
この申請については、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告です。

議長 どうもありがとうございました。
以上、報告がありましたが、何か質問とかはないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に入りたいと思います。
証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、番号3番と5番の分は非認定ということですので、よろしく
お願いしたいと思います。

議長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の38ページをお願いいたします。
議案第164号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議長 農地法第3条の申請が上がっております。
受付番号1番からお願いいたします。

農業委員 議案第164号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 それでは、受付番号2番と3番につきましては会長が欠席のため、事務局よりよろしく
お願いいたします。

事務局 まず、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、4番、5番につきましては私のほうから説明したいと思います。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願いします。

それでは、受付番号6番、お願いいたします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、よろしくお願いします。

議 長

それでは、審査表の説明を事務局からお願いします。

事務局

3条申請につきましては、審査基準表、議案書の37ページのほうに載せております7つの項目により御判断いただくようになります。

こちら、この審査項目の中で1つでも「はい」という項目に該当しておれば、原則として許可できない事項となっておりますが、今回、5、6案件につきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、提案がありました案件につきまして、質問、意見などありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決に入ります。

申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第165号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

今回は第3調査部会が担当しています。現地報告及び調査結果の審議結果報告をお願いいたします。

調査部会長

議案書の42ページを御覧ください。

議案第165号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の43ページの地図と別紙の資料の23、24をお願いいたします。

農業用倉庫の建築や駐車場などの作業場を計画されています。

農地区分は第1種農地ですが、収穫した作物、農機具や肥料などを格納するための農業用施設のため、不許可の例外に該当して問題ありません。

第3調査部会としましては、周囲は申請人の所有農地であり、ほかの農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の49ページの地図をお願いいたします。別冊の資料の25ページと26ページもお願いいたします。

今回、苗床置場に使用し、その後野菜を作付する計画で農地改良が出ており、造成高が1メートルを越しますので、許可申請を出されています。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、一時的な転用行為のため、不許

可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、規模拡大に必要な行為であり、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。以上、報告いたします。

議長 それでは、報告がありました案件について、意見などはありませんか。

(質問、意見なし)

議長 事務局の審査表説明をお願いいたします。

事務局 議案書の40ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定の許可申請につきましては、こちらの審査表の一般基準となる審査表と、42ページに記載しております立地基準により判断をしていきますが、こちら4条の2件につきましては、審査項目「適当」「該当なし」「作付計画による計画等」がありますので、この2件の部分につきましては、一般基準上は満たすものでございます。

次に、42ページの立地基準でございます。

1番の分ですけれども、農地区分は第1種農地というところでございますが、部会長よりありましたとおり、農業の振興に資する施設と、農業用施設の場合は許可ができるという不許可の例外事項がございますので、こちらに該当し、問題ございません。

2番につきましては、こちら農振農用地指定がかかっておる農地でございますが、こちら一時転用による一時的な農地転用行為でございますので、不許可の例外に該当し、問題ございません。

いずれも一般基準、立地基準上、この1番、2番の案件につきましては許可相当と言えるものでございます。

立地基準、一般基準上は相当というものでございます。以上でございます。

議長 それでは、採決に入ります。

申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、切りのいいところで休憩に入りたいと思います。2時10分まで休憩したいと思います。

(休憩)

議 長

再開いたしたいと思います。

議 長

次の議事に入りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の52ページをお願いいたします。

議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、こちらも第3調査部会長より現地報告及び現地調査部会の審議結果報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の53ページの地図をお願いいたします。それから別冊資料の27ページと28ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに代替地がないため問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の58ページの地図と、別冊資料の29ページと30ページもお願いいたします。

今回、申請地のほかに、地図を見ていただいたら分かると思いますが、宅地を転用の併用地として共同住宅を建築される計画です。

農地区分は第3種農地であり、問題ありません。

第3調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないから許可相当と判断しています。以上、報告いたします。

議 長

それでは、報告がありました案件について、質問などありませんでしょ

うか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、事務局の審査表の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書の40ページに記載しております一般基準と52ページに記載しております立地基準を基に御判断いただくようになります。

まず、一般基準である40ページの分でございますが、こちら各項目「適当である」「該当なし」とかという部分で、1番、2番共に一般基準上は問題ないと言えるものでございます。

続きまして、52ページに記載しておる部分ですが、こちらの1番、こちらは農地の広がりがないというところでその他農地になりますので、代替地等がなければ転用、許可が可能であるというものでございます。

2番でございますが、こちら駅から300メートル以内ということで、農地区分としては第3種農地になりまして、原則許可ができるという基準でございますので、こちらのほうも立地基準上問題がないという案件でございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の66ページをお願いいたします。

議案第167号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、事務局より説明させていただきます。

こちら、農地転用許可後の計画変更承認申請ということで、計画変更の受付番号1番ですね。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、実際、平成12年8月31日付で、以前は地元

の農産物、海産物の加工及び販売所の建築という目的で5条許可を取得され、併せて農地を取得したものでございます。

当時5条により取得したと、店舗、いわゆる海産物の加工所、販売所。

この分につきまして、今度は店舗建築から駐車場へ目的を変更したいという承認申請が出ておるということでございます。

こちら、66ページにも記載しておりますが、農地法関係事務処理要領に定められております計画変更の承認手続を取りなさいという規定でございますが、こちら「計画変更の承認は、①事業主体そのものが変更される事業継承と」ということで記入されておりますが、こちら、この②番、「事業主体は変わらず計画内容だけが変更される狭い意味での計画変更」という内容でございますので、こちら②番に該当する項目というところでございます。

こちら、従業員の駐車場というところで計画変更ということで、変更の理由としまして、近隣に同じような施設が建築されるというところで計画が変わってきましたということです。こちら平成12年の8月許可、7月25日にそもそも農地法5条の許可申請がなされた案件でございますが、譲受人のほうに聞き取りしますと、実際12年の8月末に許可を受けて、造成工事に同年の12月頃に着手をされたというところでございますが、近隣で同じような施設の整備がやっておるという状況を、平成13年に事業計画があるというところで、同じ施設となるため、当初の加工所・販売所というところを断念されたということで伺っております。ということで、販売所の建築を断念されたというところでございます。

この部分で計画変更がやむを得ないというところで考えるかどうかというところを、今回総会の中で御審議いただくということになります。

ちなみに、こちら許可相当とする場合の、先ほど申しました農地区分等でございますが、この位置的には第1種農地でございますので、原則許可はできないという内容ではございますが、既存の敷地として約5,654平米ほど敷地がございます。こちらの2分の1以内の敷地拡張であれば不許可の例外に該当するという許可基準にありますので、今回、5,654平米の2分の1以内である1,322平米の計画変更の内容でございますので、立地基準等は該当してくる内容でございます。

こちらは第3調査部会のほうと一緒に現地調査を行っておるわけですが、福岡方面からの集客の減とかが同じ施設、同類の施設というところで計画を断念されたことにつきましては、申請人の重大な過失とは言えないのではないかと判断はいただいているところでございます。

こちら計画変更承認としましては、店舗建築のほうから駐車場に変更したいと、現在の利用状況で変更していきたいという内容でございます。

申請内容につきましては以上でございます。

続きまして、審査基準のほうになりますけれども、議案書の41ページ

に載せております事業計画の変更の承認にかかる審査事項という内容で判断していくわけでございますけれども、表が1番と2番ございますが、1番の上の表の転用目的の変更または事業継承の場合というところに該当しますので、こちらの9項目に該当するかどうかという部分で変更承認が相当かどうかとなります。

一番上の四角でございますが、結局、当初の目的を達成することが困難であると認められる事業であるかということとか、2番、法第51条第1項の規定によるという部分につきましては、違反転用の指導によって許可の取消し、違反行為があるかどうかの確認事項でございますが、こちらはないというところですね。

次、四角3番目のaからfの全てに該当するかということで、aからfがあるわけでございますが、こちら平成12年8月末で許可を取得されまして、その年に所有権移転登記がなされております。こちらの分については旧所有者の方に返されたとしても、農地として効率的に利用ができないものだというところで確認いただきます。

次、bですけれども、先ほど出ましたとおり、近隣で同じような施設の建築が計画途中で判明したということで、許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意または重大な過失によるものでないと認められることというところが審査のポイントでございます。

次、cでございますが、変更後の転用事業が変更前の事業に比べてそれと同程度の、またはそれ以上の緊急性及び必要性があると認められることというところがcでございます。

次にd、変更後の転用事業者が、その事業計画に従って実施されることが確実であると認められることと、こちらは駐車場の目的で実施されることが確実であるかどうかの判定でございます。

次、eでございます。変更後の転用事業により周辺地域における農業等に及ぼす影響等がということが上げられております。

次、fでございますが、aからeまで上げるもののほか、変更後の転用事業の農地転用が許可基準により許可相当であると認められるものであることと、こちらのfにつきましては、農地転用許可申請があった場合、それから1種農地と仮定した場合どうなのかということでございますが、こちらは不許可の例外に、敷地拡張、従前の敷地の2分の1以内の敷地拡張の面積の範囲内にありますので、基準上は合致するものかと思っております。

この中で、今回御審議いただく分につきましては、こちらで言うところのbという項目が主になってくるかと。こちらのほうが、当初の販売所の設置計画が困難になった理由が利用者の故意、または重大な過失によるものであるかないかということが判断の基準になってくるかと思っております。

以上、審査基準について説明を終わります。この審査基準に基づきまし

て、この計画変更が承認できるものか否かというところで御判断のほうお願いいたします。

議長 それでは、報告がありました案件について質問などありませんでしょうか。

農業委員 20年間はずっとこの状態で放置してあったということですか。今現状はどうなっているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 こちら現状が、ちょっと先ほど訂正いただいた32ページのほうに写真のほう載せておりますけれども、平成12年の12月頃にはこういう駐車場として、まずは造成行為を行ったけれどもというところで、現状としては駐車場スペースを確保してある状況でございます。

69ページに現況図という形で表記しておりますけれども、現在、この現況図の右側の(B)というところが今回の転用の変更承認申請を行う場所でございます。こちら駐車場の区画が北、東と書いておりますが、現在は(B)に書いている中央部分の区画割りはあるんですけれども、今後、造成行為自体は行いませんが、駐車場の区画だけは造っていくという内容で、今後、現状のまま活用したいというのが本当の内容のようでございます。以上です。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に入ります。
申請に対し、承認と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の70ページをお願いいたします。

議案第168号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。こちら推進機

構への所有権移転の申請でございます。
内容につきまして説明いたします。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上でございます。

議 長 それでは、質問がある方はお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決に入ります。
この申請計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案第169号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、こちらも第3調査部会長より現地報告及び調査部会の審議結果報告をお願いいたします。

調査部会長 糸島市住宅に付属する農地指定申請について、報告いたします。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の72ページの地図をお願いいたします。現地調査資料の33ページと34ページをお願いいたします。

今年の7月の総会で非農地証明願を非承認相当としており、当時も住宅に付属する農地の指定申請を行うよう伝えていた案件です。

現地は住宅敷地のブロックで囲まれており、孤立した農地でした。

申請地には梅やイチジク、サクランボなどが数本植えてあるものの、現地の部分には作物がなく、大半が遊休農地の状態でした。

農地への入り口が宅地からしかなく、南側及び東側の農地とは段差があり、一体利用ができません。

第3調査部会では、遊休農地の状態であり、また住宅の所有者以外の方が耕作することは困難な土地であるため、指定相当と判断しています。報告を終わります。

議長 それでは、報告がありました案件について、質問などはありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、事務局の審査表の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の71ページをお願いいたします。

住宅に附属する農地指定に伴う審査基準のほうにつきましては、こちらの7項目で判断いただくようになりますが、まず(1)につきましては、住宅と農地の所有者は同一でございますので適合と。(2)につきましては、所有権移転、仮登記等所有権移転の妨げとなる権利設定はありませんでしたので、こちらも適合と。(3)農地中間管理権や利用権、この部分についても設定がありませんので適合というところで、原則として住宅の所在地等と、同一の大字内の農地であるかということでございますが、住宅の裏ということで、こちらも適合となっております。こちらは原則として20アール以内である農地ということで、面積的に206平米のため適合という内容でございます。(6)番、農地の全部または一部が遊休農地である。こちらは調査部会長の報告もありましたとおり、大半が遊休農地ということでもありますので、適合ということでございます。(7)番、住宅に権利移動に伴い、権利移動させることが適当な農地であるかということにつきましても、先ほどの部会長の報告がありましたとおり、宅地からしか出入りできない孤立した農地という部分がありましたので、こちらも適合ではないかと、こちらの審査表では適合であるということが言えるのではないかと思います。以上でございます。

議長 それでは、採決に入ります。
申請に対し、指定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 これで全ての議事が終了いたしました。

議 長

その他に移ります。事務局。

事務局

御審議のほうありがとうございました。

それでは、議事以外の事項として、議案書の74ページをお願いいたします。

こちら農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについてでございます。

こちら6月総会におきまして、法人が所有している農地を一時転用ということで、約5メートルほど造成計画が上がっておった農地でございます。

こちら当時の総会においても排水計画、こちら現地に排水路がないというところと住宅のすぐ隣にある農地に対して住宅所有者の同意と、あてこの申請地へ行くための進入路が狭いというところの中での5年間の工事の計画というところがありましたので、調査部会としても排水路の確保の件と道路を工事期間5年間使うというところを含めて、住宅所有者への説明等確認をしたいという部分で継続審議としておりました。

このたび、法人のほうから、現時点では、排水先がなく、別の土地で排水路を計画したいということも伺っておりましたが、その現地等の協議に時間を要するというので申請の取下げ願が上がっておりますので、この場をお借りしまして報告いたします。

また、現地の状況が整いましたら、同じように農地法4条申請が上がってくるというものでございます。以上でございます。

次、75ページにつきましては農地対策委員会A班の報告でございます。

議 長

それでは、報告いたします。

9月23日に現地調査をいたしております。

まず、番号1番。

【資料に基づき報告】

ここは違反の部分で、違法な契約をした部分ですが、今年の7月31日までに撤去するという約束をしておりましたが、7月21日に見に行ったときには少し撤去されただけで、今回見に行ったらそのままの状態ということでした。

それで、違法な貸借ということですので、今後は強制執行ができるよう警察への相談を行うよう通知いたしております。

2番。

【資料に基づき報告】

ここは現在住宅を建設してありまして、完成していますので、今月中には入居されるということで、農地のほうもきれいに整地され作付の準備ができるようになっております。ここは問題ありませんでした。

受付番号3番。

【資料に基づき報告】

ここは、作付計画がトマト、キクラゲということですが、まだ何もトマトもキクラゲも栽培していませんでした。

今、結構大きなハウスを建築中で、そのハウスができ次第トマトを栽培するという事です。なので、早急に営農開始の文書指導をいたしております。

4番目。

【資料に基づき報告】

車両が放置してあるということですが、軽トラックが2台置かれていました。一応これも撤去してくださいというような通知をいたしております。

5番。

【資料に基づき報告】

これにつきましては、市の建設課より、ごみが放置されているということで通報がございましたけど、台風か何かで小屋の屋根が飛んだ状態で、中身はまだきれいな冷蔵庫とかいろんなものが置いてありましたので、この所有者が明治生まれの方で亡くなっているということで、相続がしていない未相続地ということで、使用者は誰だという確認をしたいと思っております。ごみの放置というか、倉庫の屋根が飛ばされたという状態でしたので、管理をしていただきたいと思っております。以上です。

事務局

ありがとうございました。

次、78ページですかね、こちら農政対策委員会の報告でございます。よろしくお願いたします。

農業委員

9月17日に農政対策委員会を開きましたその内容を報告したいと思います。

(1) から (5) まであります。

まず (1) の農地利用最適化アンケート調査の結果とマッチングについてということで、今、各校区の売りたい人、買いたい人というあれが上がっておりますので、そのリストを今年中には農業委員さんと推進委員さんに出してからマッチングをしていただきたいというふうに思っております。

それから、(2) 番の認定農業者との意見交換会ということですが、これはちょっといろいろありまして、今月の22日だったかな、農政対策委員会を開きますので、そのときに検討をもう一度したいと思っております。

(3) は、令和3年度の視察研修については、検討中ですのでまた次の総会前には出せると思います。

それから、委員研修、農業委員と最適化推進委員については、今日この後終わり次第行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。内容的にはスライドとか何かを見せながら、少し詳しく研修を行っていきたいと思っております。以上です。

事務局

ありがとうございました。

最後、議案書の79ページでございますが、9月において、農業経営改善計画の認定のほうの更新分と新規分、こちらのほうをしましたリストを資料として添付しておりますので、御一読いただければと思っております。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

以上、今後の予定につきましては以上5項目ということでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き申し訳ございません、もうしばらくお願ひいたします。

(6) 番、こちら記載ございませんが、お手元に資料をお配りしております。この内容につきまして説明します。

こちら、表で書いています土地区画整理事業の概要ということで、2枚ほど資料をつけておりますが、今回、予告と申しますか、都市計画課と事業所から、窓口に来庁がありまして、この赤枠の区画で、右下の表、土地利用計画をしたいという相談がありました。概要が左の表にあります。

この赤い区画の面積的には10.96ヘクタール、約11ヘクタールですが、こちらの面積を令和3年度から令和7年度にかけてこういう造成計画をしたいと。

事業主体としましては、土地区画整理組合というものを設立して準備していきたいと。こちらの組合の名称はまだ未定ですがということですね。

土地の利用状況としては、現在山林部分、農地部分、宅地ほか様々な地目があるわけですが、ページをめくっていただきまして、地目別農地現況図ということで、この赤い区画の線の中に茶色の部分で着色している部分、こちらが農地、茶色の部分が地目畑、薄緑色の部分が地目田んぼということで、全体11ヘクタールのうち、約5ヘクタールほどが農地の部分となるということでございます。

こちらの区域につきまして、1枚目に戻っていただきまして、右下側の土地利用計画図のように、こういう形で宅地造成の区画整理をしていきたいという内容でございます。

この土地区画整理事業を行うに当たって、事業認可を受けるための前段として、糸島市農業委員会の意見をお伺いしたいという内容でございます。土地区画整理法の136条に土地区画整理事業と農地等の関係の調整という項目がありますが、この内容に準じて農業委員会の意見を聴取したいということでございます。

実際は来月の11月9日の総会で御審議いただくようにはなりますけれども、何せ準備期間といえますが、情報がない中でこういう計画がありますというところで、今回はお伝えしたいというところで資料のほうをお配りさせていただきます。

今回、簡易な図面等でございますが、実際は事業基本方針案とか、書面と土地の調書とか、水利組合の同意書であるとか、添付図面とか、位置図、字図、現況農地図とか、造成計画図等を準備して、こういう計画でしたいという内容が上がってくるということでございます。

前は平成23年の10月の総会のときに回答を出しておる状況がありました。この中でも意見を求められてあるので現地調査部会での現地調査、また前はため池等の廃止等もございましたので、委員全員での現地調査、また調査部会での調査を基に、最終的に2回の総会を経て意見聴取をして、農地の利用について利用者との協議を十分に行い調整を図るとか、農業が継続できるように、この区域以外の分についても十分な対策を講じることなど意見を出しておるのが過去の経緯がありました。

なので、今回について、こういう造成計画があるという中で意見を求められてきますので、今後、調査部会で行くのかとか、農業委員全員で行くのかとか、担当の地元委員とかで行くのかとかも含めて、現地調査はしていかなければならないと思っておりますが、まず事前の情報として、区画

整理計画が上がっておるとい部分での報告でございます。また今後、11月総会の案件になりますので、どういう調査等をするか決めていきたいかと思っております。

今回につきましては予告ということで、この内容で報告させていただきます。以上でございます。

議長

今の件につきまして、何か質問がある人は。質問ないですか。

事務局

それでは、また今の案件につきましては、都市計画課のほうと協議して、日程等調整していきたいと思えます。

ほかにならうでしたら、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

本日も審議ありがとうございました。

これもちまして、第20回糸島市農業委員会を閉会いたしますが、この後はまた推進会議と研修会がございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。どうも今日はお疲れさまでした。

令和2年10月9日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

2 番 西 原 芳 幸

15 番 奥 功